

平成26年分 **確定申告** が始まります

確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税の額を自分自身で正しく計算し、申告して納税する制度です。

この申告は、事業経営者以外にもサラリーマンや年金受給者も対象となる場合があります。自分に申告が必要かどうかよくお確かめになって、必要な方はお早めに準備をしてください。

申告時期

2月16日（月）～3月16日（月）

※還付申告は、2月13日（金）以前でも相談及び申告書の受付を行っております。

受付会場

網走税務署または役場町民生活課税務係

確定申告が必要な方

1. 事業所得・不動産所得・譲渡所得などがある方
2. 外交員、集金人、検針員の方
3. 私塾などを経営している方
4. 給与の年収が2千万円を超える方
5. 給与所得や退職所得以外に合計が20万円を超える所得がある方
6. 複数の会社などから給与を受けている方

確定申告で税金が還付される場合があります

1. 多額の医療費（所得金額が200万円以上の場合には10万円以上）を支払った場合
2. 住宅ローンを利用して、マイホームを取得（新築、増築）した方
3. 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方・・・など

申告に必要なもの

1. 印鑑
2. 源泉徴収票（給与、年金など）
3. 生命保険・地震保険・国民年金などの各種証明書、医療費の領収書
4. 還付申告の方は金融機関の口座番号
5. 税務署から申告書が送付された方はその申告書

e - Taxのご利用について

e - T a x は、インターネットに接続しているパソコンがあれば、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができます。e - T a x のご利用には、電子証明書が付与された住民基本台帳カード（ICカード）及びICカードリーダーが必要。ご利用に当たっての手続き等については、下記ホームページをご確認ください。

※ e - T a x ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

公的年金等の収入がある方の税申告について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の方は確定申告が不要となりました。（還付を受ける方は、申告が必要です。）

でも、町道民税は・・・

- ・所得税の確定申告は不要でも、医療費控除や寄附金控除などの控除がある場合は、町道民税の申告をすることにより、平成27年度の町道民税額が減額となる場合があります。
- ・公的年金以外の所得が20万円以下でも、町道民税の申告は必要です。

今回の申告の主な改正点

▷ 白色申告者の方の記帳義務・記録保存義務

個人の白色申告者で前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える者に課されていた記帳義務・記録保存義務が、それ以外の事業所得者についても、同様に課されることになりました。

▷ 住宅税制の改正

①住宅借入金等特別控除について、住宅借入金等の年末残高の限度額等が、次のとおりとされました。

居 住 年		住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	控除期間	各 年 の 控除限度額	最大控除 限 度 額
平成26年 1月 ～ 平成29年12月	特 定 取 得 に 該 当 す る 場 合	4,000万円 (5,000万円)	1.0%	10年間	40万円 (50万円)	400万円 (500万円)
	特 定 取 得 に 該 当 し な い 場 合	2,000万円 (3,000万円)	1.0%	10年間	20万円 (30万円)	200万円 (300万円)

（注1）「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税率により課されるべき消費税等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

（注2）表中のかっこ内の金額は、認定住宅の場合の住宅借入金等の年末残高の限度額等です。

②特定増改築等住宅借入金等特別控除について、住宅借入金等の年末残高の限度額（1,000万円）のうち特定増改築等に係る住宅借入金等の年末残高の限度額（特定増改築等限度額）等が、次のとおりとされました。

居 住 年		特定増改築等限度額 1,000万円から特定 増改築等限度額を 控 除 し た 残 額	控除率	控除期間	各 年 の 控除限度額	最大控除 限 度 額
平成26年 1月 ～ 平成29年12月	特 定 取 得 に 該 当 す る 場 合	250万円 ----- 750万円	2.0% ----- 1.0%	5年間	12.5万円	62.5万円
	特 定 取 得 に 該 当 し な い 場 合	200万円 ----- 800万円	2.0% ----- 1.0%			

確定申告相談・納付相談を受け付けます

平日都合により来庁できない方や、役場まで来ることが難しい方のために、下記の日程で確定申告と納付の相談を受け付けますので、ご利用ください。

開 催 日	受 付 時 間	会 場
2月22日（日）	午前9時 ～正午	はなやか小清水（研修室）
	午後1時30分 ～午後4時	止別出張所
	午前9時 ～午後4時30分	役場町民生活課税務係

【お問い合わせ先】
町民生活課税務係 ☎ (62) 4479